

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

みやこ町は、福岡県の北東部に位置し、北側は北九州市、南側は大分県中津市に隣接した、自然豊かな町である。平成18年3月に、旧勝山町、旧犀川町、旧豊津町の3町が合併して誕生した。

町内には、福岡都市圏から筑豊地域を経由して京築地域をつなぐ基幹道路である国道201号が通り、平成26年には、東九州自動車道豊津インターチェンジが供用開始されるなど、本町は、古くから交通の要衝として栄えてきた。

人口は、一貫して減少傾向にあり、合併当時は、約2万3千人であったが、令和5度末には1万8千人を下回っている現状にある。

また、産業経済を支える生産年齢人口についても、人口と同様に減少傾向にある。一方で、老年人口は増加を続け、高齢化率は3割を超えている。このままの状態が続くと2040年頃には、老年人口が生産年齢人口を上回ることが予測され、事業者にとっては、人手不足が否めない状況になることが、あわせて予測される。

産業に関して述べると、町内の中小事業者数も減少の一途をたどっている。原因としては、廃業者数が、新規の創業者数を上回っているためである。廃業の主な理由としては、高齢化に伴う廃業が大多数を占めている。

また、本町の産業の中で、労働生産性の高い業種は、「輸送用機械器具製造業」であり、次いで「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」、「食料品製造業」となっており、どの業種に関しても、設備投資が生産性を高める方法と考えられる。そのような状況に対する一助として、本法により中小企業者の先端設備等の導入の促進を促し、健全な企業活動を支援していくこととする。

(2) 目標

本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、設備投資を活性化させることで、高齢化による人手不足の軽減とともに、本町全体の生産性を向上することを目標とする。

これを実現するため、本計画期間中に、3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の商工業全体の生産性向上、ひいては経済成長につなげることを目標とするため、制限は設けず、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の商工業は、広域に立地しているため、全体の生産性向上、ひいては経済成長につなげることを目標とするため本計画の対象地域は、本町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の商工業は、多様な業種が多様な事業に取り組んでいるため、全体の生産性向上、ひいては経済成長につなげることを目標とするため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした計画は認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる計画は認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税の滞納をしている事業者の計画は認定しない等、納税の公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。